# お知らせ版

☆ホームページアドレス

http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/ ☆Eメールアドレス

hisho@city.shirakawa.fukushima.jp

本 庁 舎 八幡小路7-1 表郷庁舎 表郷金山字長者久保2 ☎32 2111 大信庁舎 大信増見字北田 58 ☎46 2111

東 庁 舎 東釜子字殿田表 50 ☎34 2111





## 待望の応急仮設住宅が完成

◇市総合運動公園多目的広場に建設された応急仮設住宅。5月の 連休中には、引っ越しの風景が見られました。

## 103世帯314人が待望の入居日を迎えて

東日本大震災に伴い、本市の市総合運動公園多目 的広場に建設された応急仮設住宅への入居が5月1 日から始まりました。本市では市総合運動公園多目 的広場に120戸、八竜神市営住宅跡地に20戸の計 140戸の応急仮設住宅が建設されました。

震災で家屋を失った方や東京電力福島第1原子力 発電所の事故による放射能漏れで避難を余儀なくさ れた103世帯314人の方が、待望の入居日を迎えま した。

市内の自宅が被害に遭った山口正司さんは、家族 5人で入居しています。日本赤十字社から寄贈され た生活家電セットなどが整った部屋を見て「生活の ための設備が整えられており、プライバシーが守ら れているのが、何よりもありがたいと思います。本 当の家族だんらんの時間を取り戻せました」と話し ています。

## 民間借上げ住宅の特例措置について

市では、この度の震災により、住宅を失った方等 で自ら県内の民間賃貸住宅にすでに入居している方、 今後自ら手続きして民間賃貸住宅に入居しようとし ている方について、借上げ住宅とする特例措置を行 っています。

#### 対象世帯

- ①住宅の全壊等により住居する住宅がない世帯、 または原発事故による避難指示等により長期の 避難が必要な世帯
- ②自らの資力では契約の継続が困難な世帯
- ③高齢者の介護、障がい者や乳幼児への対応、通 学・通勤、通院などの理由により、避難所での 生活が困難であると市が認めた世帯
- ▶入居期間 原則として1年間

- ①県内の賃貸住宅の家賃等が6万円以下で、耐久 性を有することが認められるもの
- ②貸主および仲介業者が借上げ住宅となることに ついて了承したもの

### ●相談および受付窓口

避難する前の市町村が事務手続きを行います。

- ①相談および申請書の受付窓口 ▷本庁舎建築住 宅課(市役所2階)
- ②受付期間·時間

▷5月31日(火まで/午前9時~午後4時

#### ●問い合わせ先

本庁舎建築住宅課☎221111 内2262·2263